

4 ひとり親家庭への支援（手当・助成制度）

1 児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母のいない家庭や、父又は母が一定の障害の状態にある家庭の児童について、その児童の父、母又は児童の両親に代わってその児童を養育している方（養育者）に支給されます。支給を受けるには審査があり、支給を希望する方及び一緒にお住まいの方の個人情報（公的年金加入状況や課税状況等）を確認したり、詳しくお話を伺う必要があるため、支給を希望する方本人が窓口で直接相談・申請する必要があります。

(1) 支給を受けられる場合

次のいずれかの場合に該当する児童を養育する父、母又は養育者であることが必要です。

- 父母が離婚した場合
- 父又は母が死亡した場合
- 母が未婚で出産し、父と生計が別である場合（認知されていても可）
- 父又は母が重度の障害の状態にある場合
- 父又は母に1年以上遺棄されている場合
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた場合
- 父又は母が1年以上拘禁されている場合

ただし、次の場合には受給できません。

- 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設及び通園施設を除く。）に入所している場合
- 申請者又は児童が受給している公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも高い場合。
（申請者が障害年金を受給している場合は、児童扶養手当を受給できる場合があります。）

(2) 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし申請者本人とその配偶者及び扶養義務者（申請者と同居している、申請者の両親・兄弟姉妹・子）の所得が所得制限額以上の場合は手当を支給することができません。

所得制限額			
扶養 人数	受給者		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000 円未満	1,920,000 円未満	2,360,000 円未満
1人	870,000 円未満	2,300,000 円未満	2,740,000 円未満
2人	1,250,000 円未満	2,680,000 円未満	3,120,000 円未満
3人	1,630,000 円未満	3,060,000 円未満	3,500,000 円未満
4人	2,010,000 円未満	3,440,000 円未満	3,880,000 円未満

所得とは、収入から給与所得控除などの控除を行い、養育費の8割を加算した金額です。

(3) 支給額（令和3年4月分以降）

児童の人数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人	43,160 円	43,150 円～10,180 円
2人目加算額	10,190 円加算 (53,350 円)	10,180～5,100 円加算 (53,330 円～15,280 円)
3人目以降加算額	6,110 円加算（1人につき）	6,100 円～3,060 円加算（1人につき）

児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいいます。

一部支給の手当額は所得に応じて10円単位で決定されます。

(4) 支給期間

手当は、申請の翌月分から支給対象となります。

支給日は、5月（3、4月分）、7月（5、6月分）、9月（7、8月分）、11月（9、10月分）、1月（11、12月分）、3月（1、2月分）の各11日です。

(5) 申請に必要なもの

原則として次の①から⑤が必要です。

① 戸籍謄本又は抄本…請求者と児童のもの。離婚に伴う申請の場合は、離婚日の記載があるもの。

② 請求者名義の普通預金通帳

③ 年金手帳（年金を受給されている方（児童も含む）は年金受給額がわかるもの）

④ 請求者の身元確認書類（運転免許証等の公的機関発行のもので顔写真つきは1枚、健康保険証等の顔写真なしのものは2枚必要）

⑤ 請求者・児童・扶養義務者の番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）

※ マイナンバーカードの場合は、1枚で身元確認、番号確認が可能です。

このほかに、申請者及び扶養義務者の状況によって追加で書類提出が必要な場合があります。必要書類が全てそろっていないと申請できませんので、事前に窓口で御相談いただくようお願いいたします。

2 ひとり親家庭等医療費支給

この制度は、ひとり親家庭等の方の生活の安定と自立を支援するために、医療費の一部を支給するものです。

対象者等は以下のとおりですが、事前に資格を登録し受給者証の交付を受けることが必要です。受給者証の交付を受けたい方は、申請窓口でご相談ください。

なお、申請者及び生計を同じくする扶養義務者等の方の所得に制限があります。

(1) 対象者

① 母子又は父子家庭等に該当する18歳に達した日の属する年度の末日までの児童。

（一定の障害のある児童については20歳未満まで）

② 上記①の児童を養育している母、父又は養育者。

ただし、「重度心身障害者医療」を受給できる方、生活保護法の適用を受けている方等は対象になりません。

(2) 助成される医療費の範囲

外来・入院に係る医療費のうち、保険診療の一部負担金(自己負担分)です。

原則、入院時食事療養標準負担額は助成対象外です。ただし、平成29年1月以降の診療のうち、児童（0歳から15歳年度末までに限る）の入院時の食事代は助成対象です。

また、加入している医療保険制度から支給される高額療養費や附加給付金等がある場合は、その額を除きます。

学校の管理下におけるケガ等で独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合などについては、助成対象外となります。

(3) 医療機関にかかるとき

医療機関を受診するとき、「健康保険被保険者証」と「ひとり親家庭等医療費受給者証」を医療機関で提示することにより、医療費の助成対象分が、原則、窓口無料になります。

ただし、次のような場合は、医療機関の窓口で医療費を支払っていただき、後日、申請に基づき、相当額を口座振込することにより助成します。

- ① 熊谷市外の医療機関の場合
- ② 入院の場合(平成27年4月以降の診療分)
- ③ 1ヶ月(外来別)の一部負担金が21,000円以上になる場合
- ④ 医師が治療上必要と認める治療用装具(コルセットなど)をつくる場合
- ⑤ その他窓口無料にならない場合

(4) 医療費の申請の仕方について

医療機関の窓口で医療費を支払った場合は、受診した月の翌月以降、市の窓口で支給申請してください(診療当月中は申請できません)。なお、申請期限は、医療費(一部負担金)を医療機関等に支払った日(分割払いの場合は完済した日)の翌日から5年です。申請に必要なものは次のとおりです。

- ① 医療機関の証明のある「ひとり親家庭等医療費支給申請書」
受診者別、月別、医療機関別、入院・外来別に必要です。
ただし、以下の記載事項がある領収書(医療機関発行)を添付する場合は、医療機関の証明は不要です。
*診療を受けた人の名前、診療年月日、保険診療総点数、保険診療一部負担金等、発行年月日、発行者名(医療機関名)
- ② ひとり親家庭等医療費受給者証
- ③ 健康保険被保険者証

なお、加入している医療保険制度から支給される高額療養費等がある場合は、事前にその手続きを行い、高額療養費等の額が分かる書類(支給決定通知書等)を添付してください。

(5) 届出等が必要な場合

次のような場合は、手続き等が必要ですので、申請窓口で手続きをしてください。

- ① 結婚(事実婚を含む)、転出等で、資格がなくなったとき。
 - ② 転居・転入・転出等で、同居する人に変更があったとき。
 - ③ 住所、氏名、加入保険、振込口座等に変更があったとき。
 - ④ 重度心身障害者医療制度の受給者になったとき。
 - ⑤ 生活保護法の適用を受けるようになったとき。
 - ⑥ その他資格登録内容の変更事項や資格喪失事項があったとき。
- ◎ 受給資格がなくなったときは、速やかに受給者証を市にお返しください。
◎ 受給資格がなくなった後に受給者証を使用した場合は、助成を受けた金額の返還が必要になります。

3 遺児手当

両親または父母のいずれかが死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者であって、世帯の所得が生活保護基準の1.5倍以下である世帯の方に支給するものです。支給を受けるには、申請することが必要です。

- (1) 支給額 児童1人につき 月額 3,000 円
- (2) 支給時期 9月、3月の年2回（原則月末に口座振込み）

4 交通遺児就学支度金

交通遺児が小中学校へ入学する場合に、その保護者（1年以上市内に住所を有する者に限る。）に就学支度金を支給するものです。支給を受けるには、申請することが必要です。

- 支給額 対象となる児童1人につき 10,000 円

5 JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給世帯（全部支給停止の場合を除く。）の世帯主または世帯員が JR 通勤定期乗車券を購入した場合に3割引となります。割引を受けるには、あらかじめ市の窓口で資格証明書と購入証明書の交付を受ける必要があります。なお、他の割引（学割など）との併用はできません。

6 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図るため、次の給付を行う制度です。いずれも所得制限や支給の条件がありますので、事前にご相談ください。

(1) 自立支援教育訓練給付金の支給

母子家庭の母及び父子家庭の父が訓練給付金の対象となる講座を受講し修了したときに、受講費用の60%（限度額80万円）を支給します。また、雇用保険法による一般教育訓練給付金等を受給している方は、経費の60%相当額との差額を支給します。ただし、受講前に申請し対象講座であることの指定を受けることが必要です。また、受講費用の60%の金額が12,000円に満たない場合は支給されません。

(2) 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給

母子家庭の母及び父子家庭の父が対象となる資格を取得するために、養成機関等で1年以上修業する場合、その全期間（上限4年）を対象に、訓練促進給付金を支給します。また、養成機関に入学する際の負担を考慮し、その修了後に修了支援給付金を支給します。

① 対象となる資格の種類

准看護師、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

② 訓練促進給付金の支給額

ア. 住民税非課税世帯の方 月額 100,000 円

イ. 上記以外の世帯（住民税課税世帯）の方 月額 70,500 円

※修業期間の最後の12ヶ月間（最終学年）は、ア・イそれぞれ40,000円が加算されます。

③ 訓練促進給付金の支給対象期間及び申請時期

修業期間の全期間（上限4年）が支給対象期間です。受給を開始しようとする月の末日までに認定の申請をしてください。

④ 修了支援給付金の支給額

ア. 住民税非課税世帯の方 50,000 円

イ. 上記以外の世帯（住民税課税世帯）の方 25,000 円

⑤ 修了支援給付金の支給時期

支給は修了後となります。修了後30日以内に申請することが必要です。

7 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方が、経済的に自立し、安定した幸せな生活を送れるようにするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。高校・大学等の授業料を対象とした修学資金、入学金を対象とした就学支度資金、就職のための技能習得・修業資金など、目的によって貸付内容は異なります。貸付けの審査・面談等は、埼玉県北部福祉事務所（☎0495-22-0140）が行いますが、申請窓口は市役所こども課です。

8 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な国家資格等の取得を目指すひとり親に対して、入学準備金（上限50万円）・就職準備金（上限20万円）を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。一定の条件を満たすと、貸付金の返還が免除になる場合があります。この事業の審査や支給については、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（☎048-824-3370）が行うため、詳細はそちらにお問い合わせください。

なお、申請の窓口は市役所こども課です。

1、5～8のお問い合わせ先 こども課（☎048-524-1111 内線292）

2～4のお問い合わせ先 こども課（☎048-524-1111 内線523）

※ 「1 児童扶養手当」から「5 JR通勤定期乗車券の割引」までについては、上記のこども課窓口のほか、次の窓口においてもお取り扱いしています。

大里行政センター市民福祉係 【☎0493-39-0311（代表）】

妻沼行政センター福祉係 【☎048-588-1321（代表）】

江南行政センター市民福祉係 【☎048-536-1521（代表）】